

長崎県学ぶ保育士等応援事業補助金に関するQ&A(No.5)

<事業目的>

Q1:この事業の目的は何か。

A1:本事業の目的は以下の通り。

園内研修を充実させ、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、保育士がその専門性を高めることにより、魅力や、やりがいを再認識し、離職防止につなげことを目的としている。

<補助対象園について>

Q2:この補助金の対象園及び申請先はどこか。

A2:幼児教育・保育の質の向上に取り組む保育所(認定こども園含む)、幼稚園(認定こども園含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、特例保育、認可外保育施設が対象となる。

なお、保育所(認定こども園含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、特例保育、認可外保育施設(中核市に所在する施設)は施設の所在市町へ、私立幼稚園(認定こども園含む)及び認可外保育施設(中核市以外に所在する施設)は、県への申請となる。

基本は、法人単位での申請とするが、施設の所在市町がまたがる場合や施設種別により、それぞれの市町または県への申請とする。

Q3:年度途中で、園を開園する場合は、補助対象となるのか。

A3:お見込みの通り。

Q4:年度内で廃園となる場合は、補助対象となるか。

A4:補助対象となる。しかし、事業を実施する場合は、申請先と協議の上、事業の実施を行うこと。

<対象者、対象期間>

Q5:この補助金の給付の対象者は誰か。(R6.11.1)更新

A5:園内研修等に参加した保育士、みなし保育士(平成10年厚生省令第51号附則第2項の規定に基づき保育士とみなされる保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)、保育教諭、幼稚園教諭が対象であり、いずれも非常勤を含む。

乳児の保育に携わるみなし保育士(保健師、看護師、准看護師、小学校教諭・養護教諭)は1人に限り補助の対象とする。

園長はこの補助金の対象外

ただし、認可外保育施設(ベビーシッター)においては、看護師、准看護師、保健師も対象とする。

Q6:保育施設に勤務する保育士以外の保育補助者(子育て支援員)、看護師、栄養士、調理員等の職種は、支給対象とならないのか。

A6:この事業の目的が幼児教育・保育の質の向上と考えているため、研修受講及び支給の対象としていない。(上記Q5に記載のみなし保育士以外の看護師は対象外)

Q7:年度途中から勤務した保育士等は、対象になるのか。

A7:補助金の対象となる保育士の在籍する基準日は3月1日であるため、基準日以前に年度途中から勤務した場合は、補助対象とする。

その場合、すでに、園内研修を実施している場合は、再度、園内研修を実施するか、伝達研修を行っていただく必要がある。

Q8:年度中に退職した保育士等は、対象となるのか。

A8:補助金の対象となる保育士等の在籍する基準日は3月1日であるため、基準日以前に退職した場合は、対象外となる。ただし、特段の事情がある場合は、別途協議すること。

特段の事情とは、例えば、3月1日までは在籍し、要件となる研修も受講したが、3月2日以降に園を辞めた者がいる場合など。

<研修全般>

Q9：研修は、従来から園で行っているが、今までの研修はこの事業の対象とならないのか。

A9：各園で、研修を行い、保育の質の向上を図られていることは、承知しているが、更なる保育の質の向上を図るため、次の(1)から(3)のうち、いずれかの園内研修等に取り組む施設を対象とする。

なお、園内研修等の実施にあたっては、保育士等全員が参加可能な方法により、それぞれが主体的に考え、意見を出し合うワークショップ形式を取り入れた方式で実施を行うこと。

- (1) 県が別に定めるテーマ及び内容で実施する園内研修
- (2) 幼児教育アドバイザー等の派遣を受けて実施する園内研修
- (3) 県又は施設所在市町が実施し、県が指定する園外研修を受講した保育士等がその内容を園内で保育士等に伝達するために実施する研修

Q10：幼児教育アドバイザー等の派遣を受けて実施する園内研修となっているが、県の幼児教育アドバイザー以外では、どのような人を想定しているのか。

A10：県設置の幼児教育アドバイザー以外に、市町が設置しているアドバイザーや行政保育士、保育士支援アドバイザー、ECEQ コーディネーターなど幼児教育の専門知識があり、園内研修の支援ができる者を想定しているが、対象となるか不明な場合は、県へ問い合わせいただきたい。

保育士支援アドバイザー：保育士や保育事業者等への巡回支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）における保育施設を巡回し保育の質向上に関する助言や支援する者

ECEQ コーディネーター：（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が開発したECEQ（公開保育を活用した幼児教育の質向上システム）の実施をサポートする者

Q11：具体的な研修方法がわからない場合は、どうしたらよいのか。（R6.10.9）更新

A11：テキストや具体的な進め方をホームページ上に掲載しているので、そちらで確認していただきたい。

県ホームページ掲載先

福祉・保健 > 子育て支援・少子化対策 > 子ども・子育て関連施設 > 「長崎県学ぶ保育士等応援事業補助金」> 「長崎県学ぶ保育士等応援事業」<研修>

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kosodateshien-shoshikataisaku/manabukensyu/manabu_kensyu/

Q12:複数回に分けて実施しても、当日急病などで、どうしても実施できなかった者には、支給できないのか。

A12:どうしても受講できなかった者については、研修当日出された意見も含め、研修内容を共有し、欠席者からも意見等を聴取(提出)いただくなどの方法で出来る限り受講者と同じ効果が出るように工夫していただければ、出席したこととしてみなし支給することが可能。

<処遇改善全般>

Q13:補助の金額はいくらか。

A13:補助の要件となる園内研修等を実施する施設に対し、当該年度の3月1日現在在籍した保育士等1人あたり、年額2万円の補助額としている。

Q14:この補助金を保育士等に渡す場合の経費はどこまでが対象か。

A14:今回の補助金は、手当として対象者に園より支給されるが、毎月継続して支払われる手当ではないため、支給に伴う法定福利費等の事業主負担分及び振込手数料等経費は、含まない。

Q15:この補助金を保育士等に渡す際に、給与規定等の改定を行う必要があるか。

A15:毎月継続して支払われる手当ではないため、改定は不要。

Q16:この補助金を保育士等に渡す際に、手渡し(現金での支給)でもよいか。

A16:施設が、市町又は県に実績報告を行う際に、確實に対象保育士等に、手当として渡したことを証することが難しいため、手渡しは好ましくなく、給与等と一緒に振り込むことを想定している。

<申請方法について>

Q17:申請方法は。(R7.12.24)更新

A17:申請時期については、

○保育所(認定こども園含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、特例保育、認可外保育施設(中核市に所在する施設)は、所在市町より示しがある。

○私立幼稚園(認定こども園含む。)、認可外保育施設(中核市以外に所在する施設)
(手続きの流れ)

交付申請書の提出(令和6年5月下旬から受け付け開始。令和8年1月30日必着)

交付決定通知の送付(6月上旬~11月下旬)

変更交付申請書提出(1月下旬~2月下旬) 該当がある場合。

変更交付決定通知の送付(1月下旬~2月下旬) 該当がある場合。

補助金請求書の提出(2月中旬~3月下旬)

補助金の交付(2月中旬~4月頃)

<実績報告について>

Q18:実績報告については。

A18:報告時期については、

○保育所(認定こども園含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、特例保育、認可外保育施設(中核市に所在する施設)は、市町より示しがある。

○私立幼稚園(認定こども園含む。)、認可外保育施設(中核市以外に所在する施設)
については、以下の通り。

(手続きの流れ)

補助の対象となる翌年度の4月10日までに、実績報告書を提出すること。

年度中に、廃園する場合は、必ず県及び所在市町に相談の上、早めに実績報告書の提出を行うこと。

<その他>

Q19:保育士等への支払い時期について。

A19:支払い月に留意いただき、対象者が確定する12月から3月までに支払うこと。また、事前に、保育士等には、この事業の内容や支払い方法、支払い時期について、周知すること。

Q20:園が備えておく書類等について。

A20:実地検査等で確認するので、保育士等に対して、1人あたり2万円を支給したことを証する書類として以下を備えること。

ア 賃金台帳等

イ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)。対象となる保育士等が、労働保険に加入していない場合は、その者が、在園していることが証明できる書類。

ウ 保育士等の資格等がわかる書類

また、実地検査に関わらず、県及び所在市町から、これらの書類の提出を求められた場合は、速やかに指示に従うこと。

Q21:実施要綱第4条(3)県又は施設所在市町が実施し、県が指定する園外研修とは具体的に何か。(R7.6.3)更新

A21:県が実施する研修、または、施設所在市町が実施、共催する研修、市町から保育士等の資質向上を目的とした研修経費の補助を受けて団体等が実施する研修のうち、県が指定したもの。

県が指定する研修については、下記をご確認ください。

県ホームページ掲載先

福祉・保健 > 子育て支援・少子化対策 > 子ども・子育て関連施設 > 「長崎県学ぶ保育士等応援事業補助金」> 「長崎県学ぶ保育士等応援事業」<研修>

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kosodateshien-shoshikataisaku/manabukensyu/manabu_kensyu/